

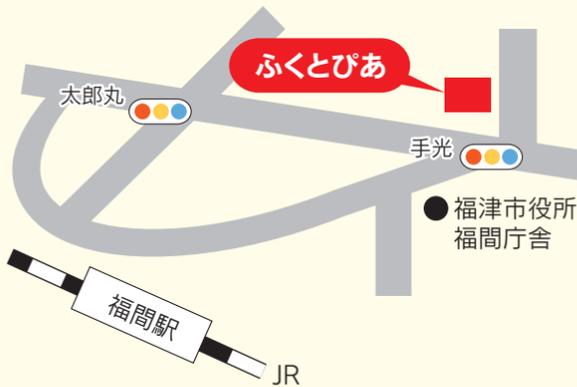


医療費控除や 住宅借入金等特別控除を受ける人は

「還付申告センター」を利用してください

■問い合わせ先 香椎税務署 ☎092(661)1031

会場 ふくとぴあ
期間 1月26日(月)、同27日(火)
時間 9:30~11:00、13:00~15:00



会場 東郷コミセン
期間 1月27日(火)~同30日(金)
時間 9:30~11:00、13:00~15:00

*受付終了時間は
早まる場合があります
(人数制限あり。)
350人/日



*いずれの会場とも電話での問い合わせは受付不可

*駐車場に限りがあります。公共交通機関の利用を

【還付申告センターで確定申告ができる人】

●医療費控除を受ける人

昨年中に支払った医療費の正味負担額(*1)が、10万円か所得の5%を超える場合は、医療費控除を受けることができます。医療費の領収書、介護保険の利用領収書(*2)が必要です。

(*1) 1年間に支払った医療費総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額

(*2) 健康保険組合や市町村が発行する「医療費のお知らせ」では受け付けできません

必ず事前に領収書の合計を計算してきてください

●住宅借入金等特別控除を受ける人

次の①と②の場合で、一定の要件を満たせば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ①住宅ローンを組んで、自宅を新築か購入(中古住宅を含む)して、昨年中に住み始めた場合
- ②増改築ローンを組んで、本人所有の自宅に増築か改築などして、昨年中にその部分に住み始めた場合

●年金所得者で確定申告をすると、源泉徴収されていた税金が戻る人

●昨年、会社を中途退職し再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

申告に必要なものなどの詳細は、
国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>で確認を

*申告会場で申告書を完成させる人は、事前に用紙を入手しておく必要はありません



確定申告前に 高額療養費の手続きを 領収書を提出してしまう前に

高額療養費の申請には、医療機関の領収書か支払証明書が必要です。

例年、確定申告時に医療費控除の資料として領収書を提出してしまい、高額療養費の申請ができなくなる場合が多く見られます。

この場合、領収書を税務署から返却してもらうか、医療機関で支払証明書(通常有料)を発行してもらうことになります。また、高額療養費として戻った金額は医療費控除の対象にならないため、高額療養費を差し引いた金額で申告のやり直し(修正申告)が必要です。

【申告後に高額療養費の申請をする】



(高額療養費申請のお知らせを通知)

高額療養費は、該当する月ごとに申請が必要です。
市では、国民健康保険の高額療養費に該当する未申請者に、「高額療養費の支給申請についてのお知らせ」を、診療月の3カ月後に通知しています。

前年の11月受診分は2月下旬に、12月受診分は3月下旬に通知するため、確定申告の手続き後に通知が届くことになりかねません。医療費控除を申請する場合は、支払った医療費が一月の限度額を超えていないかを、事前に確認してください。世帯の限度額は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「市内にお住まいの方」 → 「保険・年金・医療」 → 「国民健康保険」 → 「医療費が高額になったとき」 → 「1.高額療養費制度のしくみと限度額」で確認できます。

*通知が届いたら、速やかに申請してください。高額療養費の申請期間は、医療機関で受診してから2年以内です

●高額療養費の支給申請に必要なもの

- ▽診療月の領収書
- ▽預金通帳
- ▽印鑑(認印)
- ▽国民健康保険被保険者証

*被用者保険(社会保険など)に加入している人は、それぞれの医療保険に問い合わせを

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363